

令和7年第2回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和 7年 2月 7日  
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和7年2月7日 午後3時00分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和7年2月7日 午後3時50分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、天本京子、  
萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、  
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

高山スミ子

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	4号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	5号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
報告第	6号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
報告第	7号	公共工事に伴う農地の一時利用届出について
報告第	8号	農地を改良する届出について
議案第	3号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	4号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第	2号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第	3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について
議案第	4号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

## 令和7年第2回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さんおそろいのご様子です。一部欠席がございますが、そろわれましたので、時間はちょっと早いですが始めていききたいと思います。天候も悪いようですので、早々にやっていききたいと思います。それでは始めていきます。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、4番委員の藤木委員さん、8番委員の天本委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

では、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第4号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外8筆。地目、地積に関しましては、田2,674平米、畑が2,051平米、合計4,725平米。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせんの希望は、なしでございました。

続けて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外5筆。地目、地積に関しましては、田6,824平米、畑が263平米、合計7,087平米。届出の事由は相続。あっせん希望は、なしでございました。

番号3、届出者、佐賀県三養基郡□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田2,175平米、合計2,175平米。届出事由は相続。あっせん希望は、なしでございます。

最後です。番号4、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□、外9筆。地目、地積に関しましては、田5,532平米、畑7,163平米、合計1万2,695平米。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、よろしくお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

同じく2ページを開いてください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：同じく、読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、畑457.72平米、合計457.72平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。構造規模は木造平家建て。工事期間は、令和7年1月20日から令和7年4月30日までとなっております。受付月日は令和6年12月23日でした。

番号2、届出者、久留米市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田415平米、合計415平米でございます。届出内容としましては、転用目的は駐車場。構造規模はアスファルト舗装。工事期間は、令和7年3月31日から令和7年5月31日までとなっております。なお、受付月日は令和7年1月10日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

では、3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、東京都港区□□、□□、□□。譲渡人、茨城県守谷市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積は、田155平米、合計155平米でございます。届出内容は、転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間としましては施工済みとなっております。受付月日は令和6年12月24日でございます。

番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑1,033平米、合計1,033平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場。契約内容は売買。構造規模は砂利敷き。工事期間は令和7年7月1日から令和7年7月31日までとなっております。受付月日は令和7年1月7日でございます。

番号3、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□の

一部。地目、地積に関しましては、田990平米、合計が990平米でございます。一応、地積ですけれども、登記簿上は1,063平米ありますけど、そのうちの一部ということで990平米の届出となっております。届出内容としましては、転用目的が戸建て住宅及び貸駐車場。契約内容は使用貸借。構造規模は木造平家建て、アスファルト舗装。工事期間は令和7年1月20日から令和7年9月30日までとなっております。受付月日は令和7年1月8日でございます。

番号4、譲受人、大阪府大阪市中央区□□、□□、□□。譲渡人、熊本市中央区□□、□□、□□。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しましては、畑3,708平米、合計3,708平米でございます。届出内容は、転用目的は宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年2月1日から令和7年12月28日までとなっております。受付月日は令和7年1月17日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、朝倉郡□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、田2,257平米、合計が2,257平米でございます。届出内容としましては、利用目的が□□の公共工事に伴う仮設道路用地ということで、□□の発注に係る□□工事に関わるものでございます。利用期間につきましては、令和7年1月20日から令和7年4月19日までとなっております。受付月日は令和7年1月20日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者住所、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田944.37平米。届出内容は、造成計画が盛土・整地で、造成高は0.48メートル。法面処理は土羽。工事期間としましては令和7年1月27日から令和7年2月28日までとなっております。理由としましては耕作利便ということで、備考欄にありますように、水利承諾書につきましては無条件承諾ということで添付されておりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：それでは、本件について質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、ただいまから今度は議案のほうに移ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります6番委員、□□委員さん、説明方……。

○副会長：いや、違う、差し替えになった。

○議長：ごめんなさい、1番委員、□□委員さん、よろしく願いいたします。

○委員：議案第3号、譲受人、住所、氏名、耕作面積をつけています。筑紫野市□□、□□、□□、8,273平米。譲渡人住所氏名、朝倉市□□、□□。申請地の表示、□□、外5筆。地積、田、畑、合計1万881平米。申請理由、規模拡大。契約内容、売買。

以上です。

○議長：それでは、事務局のほうから追加説明をお願いします。

○事務局：場所ですけれども、7ページをお開きください。位置図があります。場所は□□でございます。□□があるところの向かい側に農地が残っていますけれども、こちらの筆、合計6筆でございます。田んぼが9,804平米、畑が1,077平米で、トータルで1万881平米ということでございます。

8ページ以降に、9ページまで字図がついていますので、この6筆分が対象ですけれども、現地のほうを見させていただきました。こちら、□□というところで、毎年報告をしないといけない義務がありますので、そちらのほうはちゃんと出されている状況でございます。現地確認しましても農地として管理されていまして、今後水稻栽培をしていくということで申請が上がっております。

事務局からは以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番につきまして、地区担当委員であります5番委員、□□委員さん、説明方よろしく申し上げます。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□さん。土地が大体6,148平米お持ちであります。譲渡人が、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示、□□。地積、田602平米、合計602平米。申請理由、規模拡大。契約内容は売買となっております。

理由としては、□□さんという方がもう農業をやめたいということで、今日はあっせん申出に持ってある土地全部出ていると思えますけど、この□□は、11ページを見てもらいますと、ここに□□の横に道路・公道とあります。これの先が□□さんの家です。全て土地を処分したいということで、この道が通っている下側の道路・公道というのが、これが□□の□□から□□の□□の前に行く□□なんですね。この道が狭いために、ここだけを押さえておこうという形で買ってあるんじゃないかと、一応そういう事情です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございませぬ。

○議長：それでは、2番につきまして質疑、意見等のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に移ります。

3番につきまして、地区担当委員であります3番委員、□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：では続きまして、3番からです。譲受人、筑紫野市□□、□□、外1名。耕作地としては今2,093平米作ってあります。というか、実際作ってもらっているみたいなんですけど、あります。それから、譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示ですけど、□□、外1筆。地積、田1,676平米、合計1,676平米です。申請理由としましては規模拡大。契約内容は売買ということです。

□□さんは□□で、もともと、知っている方も多いかと思いますが、□□さんをされてあります。今はほぼ引退されているのではないかと思いますけども、この田んぼを□□さんから買われるんですけど、この□□さんというのは今年度の12月にあっせん地の一覧にも載っていましたが、今年度の一番最初の委員会の会議があったとき、4月のやつにあっせん申出書で、お父さんがまだそのときは生きていらっしたのかな、□□さんという方で、多分申請が4月ぐらい、その前も上がっていたんですけど、耕作者を探してありました。

4月17日の分を見ると、□□さん、□□さんのお父さんである□□さんが亡くなられて、相続の登記を、昨年11月21日に相続登記をされて、その後、今回の処分するということになったみたいで、□□さん自体もそんなに百姓されてある方でもなさそうですので、この□□さんという方がちょっと欲しいよということで、ある不動産屋さんを通して買われる予定になっております。もちろん農家もされてありますし、耕作機器としてはそんなにいろいろ持っておられないんですけども、ここに書いてあるように農地を買って規模拡大したいということで、子供さんである後継者といいますかね、一応長男の□□さんという方ですかね、54歳、それと奥さんの□□さん55歳で、□□さんと奥さんで、□□さんかな、共有で今回買われるんですけども、年齢的にも80ちょいぐらいになりますので、一応後継者のほうも確認を取って、申請書には名前を入れてもらっています。そういう形で今回農地を買いますということで、維持管理がメインかと思いますが、そういう形で農地を取得したいということで今回の申請に上がっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足をお願いいたします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、3番につきまして質疑、意見のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、4番に移ります。

4番につきまして、地区担当委員であります7番委員、□□委員さん、いらっしゃらないから……。

○副会長：私がします。

○議長：副会長のほうからいたしますので、よろしくをお願いします。

○副会長：番号4、譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田2,066平米、合計2,066平米。申請理由、規模拡大。契約内容、売買ということで、14ページに場所が載っています。

□□小学校の□□を挟んだところの農用地になっています。□□さん自体はゼロ平米と書いていますけど、□□の長男になって、今主体的に農業をされています。今回は自分の名義で譲り受けるわけですけど、農機具とかはもう全部そろっていますし、今後ここで米、麦を作っていくという確認が取れているという状況になっていますので、ここで皆さんの御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございませぬ。

○議長：それでは、4番につきまして質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませぬようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、16ページをお開けください。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番については私のほうから説明させていただきます。

1番、譲受人、住所、氏名、福岡市西区□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外3筆。地積は田の5,199平米、合計5,199平米であります。申請内容は、駐車場及び資材置場として使われます。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地をいたします。工事期間は令和7年の3月30日までに終わりたいということです。審議事項につきましては、農地区分としましては□□号の反対側が農用地区域になっておりまして、一応第一種ではありますが、周りにはもう家がほとんど建っております。そういった地域でございます。資金の内訳は自己資金100%。建蔽率はありません。開発許可につきましては市整備要綱該当でございます。用排水処理につきましては、ちゃんと整理をしてやってくれというような条件等をつけられております。都市計画区域は区域外でございます。

地図を見ていただきたいと思います。17ページです。下のちょうど赤枠で囲まれたところのすぐ下に大きな十字路みたいな形になっておりますが、これが□□と□□のほうと□□のほうを結んだ□□の交差点になります。それからちょっと先に行ったところから入り込んだところになりますので、この国道、□□と申しました分の右側が農用地区域になっております。あと、左側は未指定でございます。そういったところでございますので、今回出したような状況で、内容等につきましては、真ん中にちょっと里道が現在ございまして、ほとんどもう使われていない、全くというぐらい使われていない里道でありまして、ただ段差がついておりますので、二つに分けて利用していくということで現在のところは進められております。将来、真ん中の使われてない里道が払下げ等うまい具合にいけば、また形が変わってくる可能性はあるかと思っております。そういった状況です。

事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：まず、今回譲受人になる□□でございますけれども、建設機械とかを扱う会社でございます。ですので、そういった機械の販売とかリースをしている会社ですので、そういった資材を置くということで聞いています。あと、空いたスペースは駐車場ということで聞いています。用排水のところは条件付ということで書いてありますけれども、そういった機械を置きますので、環境に悪影響が出るようなことがないようにということでの条件がついておりました。この件につきましては、ちょっと面積も広いですし、今月開かれます県の常設審議委員会のほうでまた説明に行つてまいります。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番につきましては、2番委員、□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示、□□。地積に関しましては、田が373平米、合計373平米。申請内容としましては、転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は入っていないですね。農地区分は第三種。資金の内訳が借入れ100%。建蔽率15.2%。開発許可は不要。用排水処理に関しましては承諾書添付。都市計画区域は区域外でございます。

場所に関しましては、19ページを見ていただければ分かるんですが、□□のちょっと上のほう、若干上のほうになるんですけど、土地の形としてはかなりひよろ長い感じの土地で、住宅を建てるにはちょっと難しそうなんですけど、手前のほうかどちらかに建てられていくんだと思います。

もともと田なんですけど、ここに関してはもうずっと耕作はされていなくて、この譲渡人の□□さん自体がもうそもそも農業をやっていないくて、管理をたしか□□か何かに頼んで耕起とか草切りとかしているような感じの状況でした。今回、戸建て住宅を建てるということで売買となっています。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：一点だけ訂正をさせていただきたいんですけども、譲受人の□□さんの□□の□□の□□、□□という字ですけど、この字の横に□□、□□という字がつきまして一字でなりますので、ちょっとそこを変換ミスしておりますので、訂正をお願いします。

以上でございます。

○副会長：□□。

○事務局：□□。

○局長：珍しいですね。

○副会長：名前は□□。

○事務局：偏が抜けていただけです。□□が抜けていただけです。

○副会長：□□ということですか、名前は。

○事務局：□□。読みは□□でございます。

○議長：ちょっと誤字がございましたので、よろしくをお願いします。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

あと、農政議案のほうに移りたいと思います。

議案第2号、ページが21ページですね。21から22。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

こちらの案件は中間管理機構を通して農地の売買を行う案件となっております。それでは参ります。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,687平方メートル。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、令和7年2月25日。対価の支払時期、令和7年2月25日。引渡しの時期、令和7年2月25日。

以下につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、売買2件、交換ゼロ件の合計2件。筆数につきましては、売買2筆、交換ゼロ筆の計2筆。面積の合計としましては、3,386平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次のページをお開けください。23ページです。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号7-02-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□、□□。借受人住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,700平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年6月11日。終了の時期、令和13年6月10日。期間、6年。10アール当たりの賃借料、白米30キログラム。備考、更新、中間管理機構。

以下につきましてはお読み取りください。

合計につきましては4ページに飛んでください。27ページです。まず、件数につきましては、更新18件、新規3件の合計21件。筆数につきましては、更新32筆、新規8筆の合計40筆。面積につきましては、5万8,140平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。

では、本件に対する御意見等のある方はよろしくお願ひします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

28ページをお開けください。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見照会の件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号7-02-001、貸付者氏名、□□、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,700平方メートル。

農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年6月11日。終了の時期、令和13年6月10日。期間、6年。10アール当たりの賃借料、白米30キログラム。備考、更新、中間管理機構。

以下につきましてはお読み取りください。

こちらの合計は31ページでございます。御覧ください。こちらの合計につきましては、更新18件、新規1件、合計19件。筆数につきましては、更新32筆、新規2筆、合計34筆。面積の合計としましては、4万9,819平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に関する御意見等のある方、お願いたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件について意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。